

登録政治資金監査人の登録等に係る様式等の改正について

1. 背景

規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）等に基づき、政府全体として押印義務を廃止する方向で検討しているところ、政治資金適正化委員会が定める登録政治資金監査人の登録等に係る様式等により規定されている押印義務についても廃止するため、下記様式等中の押印欄を削除する等の改正を行い、政治資金規正法施行令等の改正に併せて施行する。

2. 対象様式等

- ・登録政治資金監査人登録申請書（別紙①）
- ・宣誓書（別紙①－1）
- ・登録政治資金監査人の登録を受けようとする者が氏名以外の呼称の使用を希望するときの登録申請書の添付書類について（別紙①－2）
- ・登録政治資金監査人変更登録申請書（別紙②）
- ・登録政治資金監査人登録抹消申請書（別紙③）
- ・登録政治資金監査人登録抹消届出書（別紙④）
- ・登録政治資金監査人証票（亡失・損壊）届出書（別紙⑤）
- ・登録政治資金監査人証票再交付申請書（別紙⑥）
- ・政治資金監査研修修了証明書の交付について（別紙⑦）

登録政治資金監査人登録申請書

収入印紙貼付欄
1万5千円
消印しないこと

令和 年 月 日

政治資金適正化委員会 殿

「印」及び「自署」を削除

氏名
(自署)

政治資金規正法第19条の20第1項の規定により、登録政治資金監査人の登録を、下記のとおり申請します。

記

ふりがな			性別	男 ・ 女
氏名			生年月日	明 ・ 大 ・ 昭 ・ 平 年 月 日生
本籍				
住所	〒 自宅TEL () 携帯TEL () ※携帯番号は任意記載			
政治資金規正法第19条の18第1項各号のいずれかに該当する者である旨、その資格の取得年月日及び資格番号	政治資金規正法第19条の18第1項各号のいずれかに該当する者である旨 (いずれかに○)	1. 弁護士	2. 公認会計士	3. 税理士
	取得年月日			
	資格番号			
イ 弁護士法人、監査法人又は税理士法人の社員である場合				
主たる事務所	名称			
	所在地	〒 TEL ()		
従たる事務所	名称			
	所在地	〒 TEL ()		
ロ イに掲げる場合以外の場合				
事務所	名称			
	所在地	〒 TEL ()		

(添付書類)

政治資金規正法第19条の18第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面(申請の日前3月以内に作成されたものに限る。)
住民票の写し(本籍(外国人の場合は国籍等)の記載のあるもので、申請の日前3月以内に作成されたものに限る。また、個人番号(マイナンバー)が記載されていないもの。)

政治資金規正法第19条の18第2項各号のいずれにも該当しない旨の宣誓書

申請者の写真2葉(無帽・無背景、タテ2.8cm、ヨコ2.4cm、撮影後3月以内のものに限る。裏面に氏名を記入。)

宣 誓 書

令和 年 月 日

政治資金適正化委員会 殿

住 所

「印」及び「自署」を削除

氏 名

(自署)

印

私は、政治資金規正法第19条の18第2項各号のいずれにも該当する者でないことを誓います。

～参照～

政治資金規正法

(登録)

第19条の18 次の各号のいずれかに該当する者は、登録政治資金監査人名簿に、氏名、生年月日、住所その他総務省令で定める事項の登録を受けて、登録政治資金監査人となることができる。

- 一 弁護士
- 二 公認会計士
- 三 税理士

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の登録を受けることができない。

- 一 第26条の6又は第26条の7の罪を犯し刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることなくつた日から3年を経過しない者
 - 二 第19条の22第1項の規定により登録を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者
 - 三 懲戒処分により、弁護士、公認会計士又は税理士の業務を停止された者で、現にその処分を受けているもの
-

登録政治資金監査人の登録を受けようとする者が氏名以外の呼称の使用を希望するときの登録申請書の添付書類について

平成 30 年 3 月 22 日
政治資金適正化委員会決定

改正 令和 元年 5 月 1 日
改正 令和 ●年 ●月 ●日

政治資金規正法（以下「法」という。）第 19 条の 18 第 1 項の規定により登録政治資金監査人の登録を受けようとする者が、登録政治資金監査人の業務を行うに当たり、氏名以外の呼称で、弁護士、公認会計士又は税理士の業務上日本弁護士連合会、日本公認会計士協会又は日本税理士会連合会がその使用を認めたもの（以下「業務上の呼称」という。）の使用を希望する場合において、同法施行規則第 27 条第 1 項第 4 号に規定する「政治資金適正化委員会が定める書面」は、次のとおりとする。

- (1) 業務上の呼称の使用届出書（別紙様式）
- (2) 法第 19 条の 18 第 1 項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面で、当該業務上の呼称が記載されたもの
- (3) 戸籍の抄本又は住民票の写しで、当該業務上の呼称が記載されたもの。
ただし、これらの書面により難しい場合においては、内外の公の機関が発給する書面その他の当該業務上の呼称を氏名に代わるものとして使用する必要があることを証するに足りる書面で、当該業務上の呼称が記載されたもの（当該書面が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。）

附 則

この決定は、政治資金規正法施行規則の一部を改正する省令（平成 30 年総務省令第 7 号）の施行の日（平成 30 年 6 月 1 日）から適用する。

附 則

改正後の決定は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

附 則

改正後の決定は、令和●年●月●日から施行する。

(別紙様式)

業務上の呼称の使用届出書

令和 年 月 日

政治資金適正化委員会 殿

住 所

氏 名

(自 署)

㊞

「㊞」及び「自署」を削除

私は、登録政治資金監査人の業務を行うに当たり、

弁護士

公認会計士

税理士

の業務において

使用している業務上の呼称を使用したいので、下記のとおり届け出ます。

記

ふ り が な

使用する業務上の呼称

「記名」に修正

(注) 1 不要の文字は、抹消すること。

2 「氏名」は、住民票の写しに記載されている氏名を自署すること。

3 本届出書には、次に掲げる書面で、使用する業務上の呼称が記載されたものを添付すること。

(1) 弁護士、公認会計士又は税理士であることを証する書面

(2) 戸籍の抄本又は住民票の写し。ただし、これらの書面により難しい場合においては、内外の公の機関が発給する書面その他の当該業務上の呼称を氏名に代わるものとして使用する必要性があることを証するに足りる書面（当該書面が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。）

4 業務上の呼称の使用を取りやめるときは、政治資金適正化委員会に届け出ること。

登録政治資金監査人変更登録申請書

令和 年 月 日

政治資金適正化委員会 殿

住 所
(変更後又は現在)事務所
所在地等
(変更後又は現在)

(登録番号第

号)

登録政治資金
監査人氏名

印

(自署)

「印」及び「自署」を削除

登録政治資金監査人名簿に登録を受けた事項に変更が生じたので、政治資金規正法第19条の21の規定により、変更の登録を、下記のとおり申請します。

記

登録事項	変更後の内容		変更前の内容	変更発生日
ふりがな				平・令 年 月 日
氏名				平・令 年 月 日
本籍				平・令 年 月 日
住所	〒 () TEL ()		〒 () TEL ()	平・令 年 月 日
政治資金規正法第19条の18第1項各号のいずれかに該当する者である旨、その資格の取得年月日及び資格番号	政治資金規正法第19条の18第1項各号のいずれかに該当する者である旨 (いずれかに○)	1. 弁護士 2. 公認会計士 3. 税理士	1. 弁護士 2. 公認会計士 3. 税理士	平・令 年 月 日
	取得年月日			平・令 年 月 日
	資格番号			平・令 年 月 日
イ 弁護士法人、監査法人又は税理士法人の社員である場合				
主たる事務所	名称			平・令 年 月 日
	所在地	〒 () TEL ()	〒 () TEL ()	平・令 年 月 日
従たる事務所	名称			平・令 年 月 日
	所在地	〒 () TEL ()	〒 () TEL ()	平・令 年 月 日
ロ イに掲げる場合以外の場合				
事務所	名称			平・令 年 月 日
	所在地	〒 () TEL ()	〒 () TEL ()	平・令 年 月 日
変更の理由				

(添付書類) 変更の事実を証する書類(イ又はロの変更の場合を除く。)

- (注) 1 「事務所の所在地等」には、法人の社員にあっては法人の名称及び所在地、法人の社員以外の者にあっては事務所の所在地を記載すること。
2 変更があった事項のみ記載すること。

登録政治資金監査人登録抹消申請書

令和 年 月 日

政治資金適正化委員会 殿

住 所

事務所
所在地等

(登録番号第

号)

登録政治資金
監査人氏名

(自署)

㊞

「㊞」及び「自署」を削除

政治資金規正法第19条の23第1項の規定により、登録政治資金監査人の登録の抹消を申請します。

(注)「事務所の所在地等」には、法人の社員にあっては法人の名称及び所在地、法人の社員以外の者にあっては事務所の所在地を記載すること。

登録政治資金監査人登録抹消届出書

令和 年 月 日

政治資金適正化委員会 殿

住 所

事務所等の
所在地等

(登録番号第

号)

登録政治資金
監査人氏名

(自署)

㊞

「㊞」及び「自署」を削除

法定代理人又は
相続人氏名

(自署)

㊞

登録政治資金監査人

は、平成・令和

年 月 日に

政治資金規正法第19条の18第1項各号のいずれにも
該当しなくなったため、

政治資金規正法第19条の18第2項第1号又は第3号に
該当するに至ったため、

政治資金規正法第19条の23
第2項の規定により届け出ま
す。

(注) 1 不要の文字は、抹消すること。

2 届出をする者が登録政治資金監査人の法定代理人又は相続人であるときは、そのことを証する書類を添付すること。

3 「事務所の所在地等」には、法人の社員にあっては法人の名称及び所在地、法人の社員以外の者にあっては事務所の所在地を記載すること。

登録政治資金監査人証票(亡失・損壊)届出書

令和 年 月 日

政治資金適正化委員会 殿

住 所

事務所
所在地等

(登録番号第

号 登録政治資金
監査人氏名

印

(自署)

「印」及び「自署」を削除

登録政治資金監査人証票を 亡失・損壊 したので、政治資金規正法施行規則第2
9条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

登録政治資金監査人証票の番号

亡失・損壊 した年月日及び場所

亡失・損壊 した事由

その他参考となるべき事項

(注) 1 不要の文字は、抹消すること。

2 登録政治資金監査人証票を損壊したため当該届出書を提出するときは、損壊した登録政治資金監査人証票を添付して返還すること。

3 「事務所の所在地等」には、法人の社員にあっては法人の名称及び所在地、法人の社員以外の者にあっては事務所の所在地を記載すること。

登録政治資金監査人証票再交付申請書

令和 年 月 日

政治資金適正化委員会 殿

住 所

事務所
所在地等

(登録番号第

号)

登録政治資金
監査人氏名

(自署)

㊞

「㊞」及び「自署」を削除

登録政治資金監査人証票を 亡失・損壊 したので、政治資金規正法施行規則第29条第2項の規定により、登録政治資金監査人証票の再交付を申請します。

(注) 1 不要の文字は、抹消すること。

2 「事務所の所在地等」には、法人の社員にあつては法人の名称及び所在地、法人の社員以外の者にあつては事務所の所在地を記載すること。

政治資金監査研修修了証明書の交付について

平成21年10月20日
政治資金適正化委員会決定

改正 令和 元年 5月 1日

改正 令和 ●年 ●月 ●日

- 1 政治資金規正法第19条の27第1項の規定による政治資金監査に関する研修（以下「研修」という。）を修了した登録政治資金監査人本人であって、同条第2項の書面とは別に当該研修を修了したことを証する書面の交付を必要とする者（以下「申請者」という。）は、政治資金監査研修修了証明書交付申請書（別紙様式1）及び登録政治資金監査人証票の写しを政治資金適正化委員会に提出することとする。
- 2 政治資金適正化委員会は、政治資金監査研修修了証明書交付申請書の提出を受けた場合において、その内容を適当と認めるときは、遅滞なく政治資金監査研修修了証明書（別紙様式2）を当該申請者に交付することとする。

政治資金監査研修修了証明書交付申請書

令和 年 月 日

政治資金適正化委員会 殿

住 所

事 務 所 の
所 在 地 等

(登録番号第

号) 登録政治資金
監査人氏名
(自 署)

印

「印」及び「自署」を削除

下記について、政治資金規正法第19条の27第1項の規定による政治資金監査に関する研修を修了したことを証明願いたく、申請します。

(証明書の用途 _____)

記

登録政治資金監査人氏名 _____

登 録 番 号 _____

研 修 修 了 年 月 日 _____

- (注) 1 登録政治資金監査人証票の写しを添付すること。
2 「事務所の所在地等」には、法人の社員にあつては法人の名称及び所在地、法人の社員以外の者にあつては事務所の所在地を記載すること。

(別紙様式2)

政 適 委 第 号
令和 年 月 日

様

政治資金適正化委員会
委員長

印

政治資金監査研修修了証明書

下記の者は、政治資金規正法第19条の27第1項の規定による政治資金監査に関する研修を修了したことを証明します。

記

登録政治資金監査人氏名	
登 録 番 号	
研 修 修 了 年 月 日	